

議案第152号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高齢者福祉の増進を図るため、飯倉中央老人いこいの家を新設する必要があるによる。

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

福岡市立老人いこいの家条例（昭和51年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

福岡市立飯倉中央老人いこいの家	福岡市早良区飯倉三丁目
-----------------	-------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。